

団体等の「河内長野市市制施行 70 周年記念」の冠及びロゴマーク使用基準

(使用申請について)

1 団体等の「河内長野市市制施行 70 周年記念」冠・ロゴマークの使用は、申請に基づくものとする。

- (1) 申請先は、総合政策部政策企画課とする。
- (2) 申請者は、別紙に定める様式により使用申請を行う。

(使用基準について)

2 次に掲げる場合は、使用を認めないものとする

- (1) 本市の信用や品位を損なう、又はそのおそれがあること
- (2) 法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれがあること
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用すること
- (4) 河内長野市暴力団排除条例(平成 26 年河内長野市条例第 22 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用すること
- (6) 特定の個人等の売名に利用しようとするとき
- (7) 前各号に定めるもののほか、その使用が不適當であると市長が認めるとき

(使用許可について)

3 上記に掲げる使用基準を参考に、総合政策部政策企画課が使用の可否を判断し、申請者に対し可否の連絡を行う。

附 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から運用する。